

令和6年能登半島地震に伴う要援護者等への適切な支援 及びケアマネジメント等の取扱いについて（要約版）

【令和6年1月5日付 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 事務連絡より】

表記上の留意事項

被災地等⇒被災地（災害救助法の適用を受けた市区町村）及び被災地外であって避難者の受入を行っている地域です。



一般社団法人日本介護支援専門員協会

要援護高齢者等の安否確認と 適切な支援の実施について

【文書内容】

被災地においては、交通・通信事情が十分に確保されていない状況下ではあるが、地域包括支援センターを中心として、居宅介護支援事業者及び介護サービス事業者と連携しつつ、ひとり暮らし高齢者を中心とした要援護高齢者についての安否確認及び課題の把握（必要最低限のアセスメントでも可）を行い、速やかに必要なサービス提供に繋がるよう、可能な限り配慮されたいこと。



【留意事項】

アセスメントは標準項目すべてを実施する必要はありません。
介護支援専門員が最低限支援を提供するために必要と判断した項目のみで問題ありません。

運営基準等の柔軟な取扱い

【文書内容】

今般の震災に係る被災状況やその広範にわたる影響に鑑み、被災地等の事業者が形式的に基準等を満たさないことをもって、指導等を行うことのないよう柔軟な取扱いをすること。（抜粋）



【留意事項】

今回の震災の被災地や被災者支援を行っている地域については、基準を超える担当件数や人員不足についても、**機械的に基準に準じた指導や運営基準違反減算は行われません。**

被災した要支援者および要介護者の**支援を可能な範囲で優先**してください。

指定事項の変更届も変更後10日以内提出のルールも同様に**柔軟に対応**が可能です。

やむを得ずサービスを変更する場合の取扱い

【文書内容】

被災地等において、利用者が一時避難的にやむを得ずサービスを変更する場合には、居宅サービス計画（ケアプラン）等を変更する必要があるが、その際の居宅サービス計画等については、一定程度状況が落ち着いた後に作成することやサービス担当者会議を電話や文書等の照会により行うこと等、柔軟な取扱いを可能とする。

（抜粋）



【留意事項】

一定程度状況が落ち着くとは避難所から自宅に帰る、また仮設住宅に入居する事をイメージしており、厳密な期間が設定されていません。

個々の事業所や利用者の実情に応じて対応してください。

なお事業所によっては、PCの破損やインターネット回線の不通等によりケアプラン作成ができない場合は、支援提供を優先して職員体制や環境が整ってから書類は整備に取りかかるなど柔軟に対応も可能です。

サービス担当者会議も電話や文書（照会）等、専門職で情報共有が可能な方法であれば、**その手段については問われません。**

移動手段の確保が困難な場合のモニタリング等の取扱い

【文書内容】

被災地等において、道路・鉄道等の交通の寸断、ガソリン不足等による移動手段の確保が困難な場合は、電話等により本人又は家族へ確認したことを居宅介護支援経過へ記録することをもって行うことを可能とする。

また、サービス担当者会議についても、各サービス担当者への電話や文書等の照会により行うことも可能とする。

なお、上記は介護予防支援においても同様の取扱いとする。（抜粋）



【留意事項】

移動手段が困難というのは道路やガソリン不足のみならず、訪問経路の安全確保（土砂崩れなどの危険性の有無等）を含め対応してください。

二次災害発生リスクがある危険区域への訪問であれば、無理をせず電話等での対応で可能です。

くれぐれも無理な移動はしないでください。

逦減制の適用除外（介護報酬）

【文書内容】

被災地等において、介護支援専門員が、やむを得ず一時的に40件以上の利用者を担当することになった場合においては、居宅介護支援費の減額を行わないことを可能とする。ただし、居宅介護支援費（Ⅱ）を算定する場合は、「40件」を「45件」と読み替える（抜粋）



【留意事項】

勤務する介護支援専門員が不足し、出勤している介護支援専門員が一時的に出勤できない介護支援専門員の利用者を担当する等の事情であって担当件数が40以上となつて場合においても、居宅介護支援費（Ⅰ）については減算適用はありません。

特定事業所集中減算（介護報酬）

【文書内容】

特定の事業所に集中する正当な理由がある場合は適用が除外されることとなっており、やむを得ず一時的にサービスが集中する場合には集中減算の対象としないことができる（抜粋）



【留意事項】

今回の震災被害は**正当な理由**と認められています。

利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について

○利用者の適切な引継ぎ

【文書内容】

利用者が遠隔地等へ避難する場合には、被災地等の介護支援専門員と避難先の介護支援専門員とが利用者の情報を共有するなど、円滑に利用者が引き継がれるように配慮すること。また、この場合において、必要に応じて市町村や地域包括支援センターが適切に支援すること。



【留意事項】

震災の影響で通信機能がマヒまたは不安定な状況で情報共有が困難な場合は、**市町村**や**地域包括支援センター**からの支援を受けることも可能です。

利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について

○介護予防支援の取扱い

【文書内容】

利用者が遠隔地等でサービスを利用することに伴い生じる介護予防支援の指定や業務の委託については、当面は緊急的に支援を行うことを確認した上で、事務実施体制が確立された後に正式に委託契約等を締結するなど、避難元と避難先の市区町村及び地域包括支援センターが緊密に連携して対応を行うこと。



【留意事項】

被災地の要支援者の介護予防支援を受け入れる場合、**委託契約を結んでいなくても可能**です。

委託契約は事務体制が整った事後での契約締結でも支障はありません。

利用者が遠隔地等へ避難する場合の円滑なサービス提供について

○サービス計画作成依頼届出書

【文書内容】

被災地等の市町村への通信手段の寸断等、事前に届出ることが困難な場合は、通信手段の回復後の届出を可能するなど、柔軟な取扱いを行うこと。（抜粋）



【留意事項】

移動手段や通信手段が回復後に届け出ることが可能です。
柔軟な対応が可能ですので、“出せないから対応しない”ということが無いようにお願いします。

給付管理について

【文書内容】

「令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて」
(令和6年1月4日付事務連絡) による概算請求を行うことを確認した場合は、指定居宅介護支援事業所においてサービス利用票等の実績に係る部分の作成を要しないものとする。(抜粋)



【留意事項】

サービス事業所が概算請求を行う場合は、サービス事業所において実績が確認できない状況のため居宅介護支援事業所は給付管理において、**実績確認は不要**となります。

※概算請求とは

原則として令和5年9月サービス提供分から令和5年11月サービス提供分までの介護報酬支払実績を用いて所定の方法で算出し、算出された結果により支払を行うことです。

概算請求についてはやむを得ない事情がある場合を除き、事前に概算による請求を選択する旨を、事業所所在の国民健康保険団体連合会に届け出ることが必要です。

詳細は「令和6年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて」(令和6年1月4日付事務連絡)をご確認ください。

避難所に避難している要介護者等へのモニタリング等について

【文書内容】

災害により被災した世帯の要介護高齢者等が避難所にいる場合は、自宅以外の場所（避難所や避難先の家庭、旅館等）で生活している場合でも必要な居宅サービスが受けられることに鑑み、モニタリング等に際しては避難所等を訪問するなど、避難中の要介護高齢者等に適宜配慮すること。



【留意事項】

居宅以外（避難所等）でもモニタリング訪問は認められます。

P5の移動が困難な場合の対応を踏まえ、介護支援専門員の訪問が安全に行われる場合は、避難所でのモニタリングを行う等、状況の把握や変動するニーズの発見などを行ってください。